令和８年（フ）第１７１号
群馬県太田市台之郷町780番地　韮川南市営住宅2219号
債務者　増田美恵子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１７４号
群馬県太田市台之郷町671番地９
債務者　加藤　麻美
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第２１３号
群馬県高崎市片岡町一丁目13番10―２号
債務者　金井　瑳恵
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４５６号
愛知県刈谷市池田町２丁目407番地６、旧住所千葉県市川市中山４丁目６番３―201号（ワイズモダン）
債務者　平松晃志朗
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４５８号
愛知県刈谷市恩田町２丁目163番地７　ユートピア恩田103号
債務者　大嶺　直樹
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４６４号
愛知県豊田市平芝町３丁目７番地２　ホワイトヒルズ豊田403号
債務者　柴田　健太
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７６号
愛知県高浜市論地町三丁目６番地16　医療法人碧会　介護老人保健施設　こもれびの里・高浜、住民票上の住所愛知県高浜市八幡町三丁目１番地５　（県営吉浜住宅５棟102号）
債務者　松本　三郎（法定代理人成年後見人加藤大史）
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４８９号
愛知県岡崎市針崎２丁目10番地４
債務者　石橋　周帥
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第６６号
岡山県真庭市久世2346番地　黒尾住宅団地１―78号
債務者　藤本　親子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１８６号
高知市長浜4209番地15
債務者　松村みさお
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０７号
高知市愛宕町３丁目６番５号　ロードコーポ102号
債務者　岩﨑　照子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１９号
高知市長浜3034番地１　アレグレッチェＢ202
債務者　橋田　歩花（旧姓池上）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２４号
高知市一ツ橋町２丁目61番地　カーサ一ツ橋105、旧住所高知市介良乙1332番地４　シャーメゾンエルデ201号
債務者　藤原　伸彦
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２９号
高知市長浜6561番地１　向山ハイツ２・503号、旧住所高知市横浜東町６―12　リヤンフォート横浜205
債務者　浅田一平太
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４３号
高知市潮見台１丁目909番地
債務者　片田　千明
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４４号
高知市潮見台１丁目909番地
債務者　片田美知子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６２号
高知市桟橋通１丁目４番23号　クラシエ６―103
債務者　池田　太一
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　高知地方裁判所破産係